

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 伊賀市地域公共交通活性化再生協議会
住 所 三重県伊賀市四十九町 3184 番地
代表者氏名 会長 辻本 勝久

地域公共交通計画変更届出書

令和6年6月6日付け伊地公協第11号で申請した地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和6年11月1日

○ 変更箇所

①表1

系統番号(2)(3)西山・島ヶ原線のキロ程を変更

②表5

策定年月日及び特例適用開始年度に伊賀市交通計画を改定した旨を追記

③地域公共交通計画別紙

地域公共交通計画別紙「20 協議会の開催状況と主な議論」について、
令和6年8月30日に開催した協議会の追記

④地域公共交通計画

- ・令和6年4月1日～：上野山添線の削除（フィーダー補助対象外系統）
- ・令和6年10月1日～：諏訪・予野線の終点「治田西口」から「金坪」への変更（フィーダー補助対象外系統）
- ・令和6年11月1日～：西山・島ヶ原線の経由地「西山・やぶっちゃランド」から「西山」への変更及び終点「中矢」から「やぶっちゃランド」への変更（フィーダー補助対象系統）

○ 変更理由

上記①～④の事由が生じたため

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統) (変更前)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 効果 指標	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
伊賀市	三重交通株式会社	(1) 友生線	上野市駅	ゆのが丘	高山	往20.5km 復20.5km	240日	480回		路線定期	①	上野市駅にて上野名張 線、阿波線、玉滝線及 び伊賀鉄道に接続	③
	三重交通株式会社	(2) 西山・島ヶ原線	上野市駅	西山 ※やぶつ ちや軽田町	中矢	往13.3km 復13.3km	241日	502.5回		路線定期	①	上野市駅にて上野名張 線、阿波線、玉滝線及 び伊賀鉄道に接続	③
	三重交通株式会社	(3) 西山・島ヶ原線	上野市駅	西山 ※やぶつ ちや軽田町	中矢	往13.3km 復13.3km	299日	553.5回		路線定期	①	上野市駅にて上野名張 線、阿波線、玉滝線及 び伊賀鉄道に接続	③
		(4)				往 km 復 km	三	回					
		(5)				往 km 復 km	三	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統) (変更後)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
伊賀市	三重交通株式会社	(1) 友生線	上野市駅	ゆめが丘	高山	往20.5km 復20.5km	240日	480回		路線定期	①	上野市駅にて上野名張線、阿波線、玉滝線及び伊賀鉄道に接続	③
	三重交通株式会社	(2) 西山・島ヶ原線	上野市駅	西山	やぶつちやうぼ	往13.0km 復13.0km	241日	602.5回		路線定期	①	上野市駅にて上野名張線、阿波線、玉滝線及び伊賀鉄道に接続	③
	三重交通株式会社	(3) 西山・島ヶ原線	上野市駅		西山	往10.1km 復10.1km	289日	553.5回		路線定期	①	上野市駅にて上野名張線、阿波線、玉滝線及び伊賀鉄道に接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。





				(2)	(3)			(2)	(3)			(2)	(3)	(3)	
		○	☆	★		☆	★	●		☆	★		☆	★	
上野市 公園 止田 小栗 豊田 木曽 木曽 木曽 木曽 木曽 木曽	駅口前町	6:55	8:00	9:30	9:30	11:30	13:15	13:15	13:55	15:15	16:15	16:15	18:20	ラエのしえき	
	駅前	6:56	8:01	9:31	9:31	11:31	13:16	13:16	13:56	15:16	16:16	16:16	18:21	こうえんぐら	
	町	6:57	8:02	9:32	9:32	11:32	13:17	13:17	13:57	15:17	16:17	16:17	18:22	すうこうどうまえ	
	町	6:59	8:04	9:34	9:34	11:34	13:19	13:19	13:59	15:19	16:19	16:19	18:24	おたちょう	
	町	7:04	8:09	9:39	9:39	11:39	13:24	13:24	14:04	15:24	16:24	16:24	18:29	いちば	
	町	7:05	8:10	9:40	9:40	11:40	13:25	13:25	14:05	15:25	16:25	16:25	18:30	ながた	
	町	7:08	8:13	9:43	9:43	11:43	13:28	13:28	14:08	15:28	16:28	16:28	18:33	ふりーさねだんち	
	町	7:09	8:14	9:44	9:44	11:44	13:29	13:29	14:09	15:29	16:29	16:29	18:34	きぬ	
	町	7:11	8:16	9:46	9:46	11:46	13:31	13:31	14:11	15:31	16:31	16:31	18:36	いむくら	
	町	7:12	8:17	9:47	9:47	11:47	13:32	13:32	14:12	15:32	16:32	16:32	18:37	でじよう	
新居市 新西下 木下 木下 木下 木下 木下 木下 木下 木下	センター	7:13	8:18	9:48	9:48	11:48	13:33	13:33	14:13	15:33	16:33	16:33	18:38	にいしみんせんたーえ	
	高倉	7:13	8:18	9:48	9:48	11:48	13:33	13:33	14:13	15:33	16:33	16:33	18:38	にしかくる	
	倉田	7:13	8:18	9:48	9:48	11:48	13:33	13:33	14:13	15:33	16:33	16:33	18:38	もりむら	
	原山	7:14	8:19	9:49	9:49	11:49	13:34	13:34	14:14	15:34	16:34	16:34	18:39	さだむら	
	山	7:14	8:19	9:49	9:49	11:49	13:34	13:34	14:14	15:34	16:34	16:34	18:39	ふりーはたやえ	
	山	7:15	8:20	9:50	9:50	11:50	13:35	13:35	14:15	15:35	16:35	16:35	18:40	とりいで	
	山	7:16	8:21	9:51	9:51	11:51	13:36	13:36	14:16	15:36	16:36	16:36	18:41	とらっぴ	
	山	7:17	8:22	9:52	9:52	11:52	13:37	13:37	14:17	15:37	16:37	16:37	18:42	ふりーしもでばし	
	山	7:18	8:23	9:53	9:53	11:53	13:38	13:38	14:18	15:38	16:38	16:38	18:43	なかで	
	山	7:19	8:24	9:54	9:54	11:54	13:39	13:39	14:19	15:39	16:39	16:39	18:44	にしやま	
やぶ やぶ 川 川 川 川 川 川 川 川	ちやランド	---	---	10:59	10:59	---	13:44	13:44	---	---	16:44	16:44	---	やぶちやらんど	
	ちやランド	---	---	10:00	10:00	---	13:45	13:45	---	---	16:45	16:45	---	やぶちやらんど	
	南	---	---	10:01	10:01	---	13:46	13:46	---	---	16:46	16:46	---	かむのみ	
	支所	---	---	10:04	10:04	---	13:49	13:49	---	---	16:49	16:49	---	しまがはらししよえ	
	支所	---	---	10:06	10:06	---	13:51	13:51	---	---	16:51	16:51	---	しまがはらししよえ	
	支所	---	---	10:07	10:07	---	13:52	13:52	---	---	16:52	16:52	---	しまがはらししよえ	
	支所	---	---	10:09	10:09	---	13:54	13:54	---	---	16:54	16:54	---	かむのみ	
	支所	---	---	10:10	10:10	---	13:55	13:55	---	---	16:55	16:55	---	しまがはらししよえ	
	支所	---	---	10:11	10:11	---	13:56	13:56	---	---	16:56	16:56	---	しまがはらししよえ	
	支所	---	---	10:12	10:12	---	13:57	13:57	---	---	16:57	16:57	---	しまがはらししよえ	
正井 坂 坂 坂 坂 坂 坂 坂 坂 坂	山	---	---	10:13	10:13	---	13:58	13:58	---	---	16:58	16:58	---	しまがはらししよえ	
	山	---	---	10:14	10:14	---	13:59	13:59	---	---	16:59	16:59	---	しまがはらししよえ	
	山	---	---	10:15	10:15	---	14:00	14:00	---	---	17:00	17:00	---	しまがはらししよえ	
	山	---	---	10:16	10:16	---	14:01	14:01	---	---	17:01	17:01	---	しまがはらししよえ	
	山	---	---	10:17	10:17	---	14:02	14:02	---	---	17:02	17:02	---	しまがはらししよえ	
	山	---	---	10:18	10:18	---	14:03	14:03	---	---	17:03	17:03	---	しまがはらししよえ	
	山	---	---	10:19	10:19	---	14:04	14:04	---	---	17:04	17:04	---	しまがはらししよえ	
	山	---	---	10:20	10:20	---	14:05	14:05	---	---	17:05	17:05	---	しまがはらししよえ	
	山	---	---	10:21	10:21	---	14:06	14:06	---	---	17:06	17:06	---	しまがはらししよえ	
	山	---	---	10:22	10:22	---	14:07	14:07	---	---	17:07	17:07	---	しまがはらししよえ	

☆:やぶっちやランド開館日運転

●:平日のみ運転

★:やぶっちやランド休館日運転

○:土曜のみ運転

		(3)	(3)	(3)	(3)	(2)	(3)	(2)	(3)	(3)					
		○	●	●	○	☆	★	☆	★		(3)				
中 番 坂 井 正 宮 学 島 島 川 や や 西 中 F 寺 島 F 木 F 西 新 出 岩 木 F 市 長 小 崇 公 上	戸 月 堂 支 所 原 支 所 原 支 所	矢岳	6:06	---	7:11	---	---	10:30	10:30	---	14:15	14:15	---	17:20	なかや
		6:07	---	7:12	---	---	10:31	10:31	---	14:16	14:16	---	17:21	ばんや	
		6:08	---	7:13	---	---	10:32	10:32	---	14:17	14:17	---	17:22	さかや	
		6:09	---	7:14	---	---	10:33	10:33	---	14:18	14:18	---	17:23	いどや	
		6:10	---	7:15	---	---	10:34	10:34	---	14:19	14:19	---	17:24	しょうがつどうひがし	
		6:11	---	7:16	---	---	10:35	10:35	---	14:20	14:20	---	17:25	みやのにし	
		6:12	---	7:17	---	---	10:36	10:36	---	14:21	14:21	---	17:26	がつこうま	
		6:14	---	7:19	---	---	10:38	10:38	---	14:23	14:23	---	17:28	しまがはらししよま	
		6:16	---	7:21	---	---	10:40	10:40	---	14:25	14:25	---	17:30	しまがはらえきま	
		6:17	---	7:22	---	---	10:41	10:41	---	14:26	14:26	---	17:31	しまがはらししよま	
		6:18	---	7:23	---	---	10:42	10:42	---	14:27	14:27	---	17:32	かわみたま	
			---		---	---	10:45		---	14:30		---		やぶつちやらん	
		---		---	---	10:46		---	14:31		---		やぶつちやらん		
	山 出 廣 出 山 原 村 合 前 城 倉 振 地 場 田 町 前 口 畠 町 市	山出	6:24	6:24	7:29	7:25	8:40	10:51	10:48	12:10	14:36	14:33	15:45	17:36	にしやま
		6:25	6:25	7:30	7:26	8:41	10:52	10:49	12:11	14:37	14:34	15:46	17:39	なかで	
		6:26	6:26	7:31	7:27	8:42	10:53	10:50	12:12	14:38	14:35	15:47	17:40	てらつじ	
		6:27	6:27	7:32	7:28	8:43	10:54	10:51	12:13	14:39	14:36	15:48	17:41	とりいで	
		6:28	6:28	7:33	7:29	8:44	10:55	10:52	12:14	14:40	14:37	15:49	17:42	みりーはたやま	
		6:29	6:29	7:34	7:30	8:45	10:56	10:53	12:15	14:41	14:38	15:50	17:43	さだわら	
		6:30	6:30	7:35	7:31	8:46	10:57	10:54	12:16	14:42	14:39	15:51	17:44	もりむら	
		6:31	6:31	7:36	7:32	8:46	10:57	10:54	12:16	14:42	14:39	15:51	17:44	にしかくち	
		6:32	6:32	7:37	7:33	8:48	10:59	10:56	12:18	14:44	14:41	15:53	17:46	いねくち	
		6:33	6:33	7:38	7:34	8:49	11:00	10:57	12:19	14:45	14:42	15:54	17:47	さね	
		6:34	6:34	7:39	7:35	8:50	11:01	10:58	12:20	14:46	14:43	15:55	17:48	ふりーきわだんら	
6:35		6:35	7:40	7:36	8:51	11:02	10:59	12:21	14:47	14:44	15:56	17:49	いちば		
木 根 園 地 場 田 町 前 口 畠 町 市	木根園	6:36	6:36	7:41	7:37	8:52	11:03	11:00	12:22	14:48	14:45	15:57	17:50	たがた	
	6:41	6:41	7:46	7:42	8:57	11:08	11:05	12:27	14:53	14:50	16:02	17:55	おたしやう		
	6:44	6:44	7:49	7:45	9:00	11:11	11:08	12:30	14:56	14:53	16:05	17:58	すうこうどうま		
	6:45	6:45	7:50	7:46	9:01	11:12	11:09	12:31	14:57	14:54	16:06	17:59	こなんぐち		
	6:47	6:47	7:52	7:48	9:03	11:14	11:11	12:33	14:59	14:56	16:08	18:01	うえのしきや		

☆:やぶっちやランド開館日運転

●:平日のみ運転

★:やぶっちゃんランド休館日運転

○:土曜のみ運転

※西山・烏ヶ原線は、平日と土曜日のみ運行致します。
土曜日が祝日の場合は、運休致します。

		(2)	(3)		(2)	(3)			(2)	(3)	(3)	
		☆	★		☆	★	●		☆	★	★	
上野市駅	8:55	9:00	9:30	9:30	11:30	13:15	13:15	13:55	15:15	16:15	16:15	うえのしえき
公園前	8:56	9:01	9:31	9:31	11:31	13:16	13:16	13:56	15:16	16:16	16:16	こうえんぐち
広田	8:57	9:02	9:32	9:32	11:32	13:17	13:17	13:57	15:17	16:17	16:17	すうこうどうまえ
小田	8:59	9:04	9:34	9:34	11:34	13:19	13:19	13:59	15:19	16:19	16:19	おたちょう
市長	9:04	9:09	9:39	9:39	11:39	13:24	13:24	14:04	15:24	16:24	16:24	いちば
木根団地	9:05	9:10	9:40	9:40	11:40	13:25	13:25	14:05	15:25	16:25	16:25	ながた
木根団地	9:08	9:13	9:43	9:43	11:43	13:28	13:28	14:08	15:28	16:28	16:28	きねだんち
岩倉	9:10	9:15	9:45	9:45	11:45	13:30	13:30	14:10	15:30	16:30	16:30	いむくら
出城	9:11	9:16	9:46	9:46	11:46	13:31	13:31	14:11	15:31	16:31	16:31	でじよう
新居市民センター前	9:11	9:16	9:46	9:46	11:46	13:31	13:31	14:11	15:31	16:31	16:31	にししみんせんたーまえ
西森高倉村	9:12	9:17	9:47	9:47	11:47	13:32	13:32	14:12	15:32	16:32	16:32	にしたかくら
木田原山	9:12	9:17	9:47	9:47	11:47	13:32	13:32	14:12	15:32	16:32	16:32	もりむら
島居出	9:13	9:18	9:48	9:48	11:48	13:33	13:33	14:13	15:33	16:33	16:33	さだわら
寺出橋	9:14	9:19	9:49	9:49	11:49	13:34	13:34	14:14	15:34	16:34	16:34	はたやま
下出	9:15	9:20	9:50	9:50	11:50	13:35	13:35	14:15	15:35	16:35	16:35	とりいで
中出	9:16	9:21	9:51	9:51	11:51	13:36	13:36	14:16	15:36	16:36	16:36	でらつじ
西山	9:17	9:22	9:52	9:52	11:52	13:37	13:37	14:17	15:37	16:37	16:37	しもでばし
やぶっちゃランド	9:18	9:23	9:53	9:53	11:53	13:38	13:38	14:18	15:38	16:38	16:38	なかで
	9:19	9:24	9:54	9:54	11:54	13:39	13:39	14:19	15:39	16:39	16:39	にしやま
	...	...	9:59	...	...	13:44	...	...	...	16:44	...	やぶっちゃらんど

●:平日のみ運転

○:土曜のみ運転

☆:やぶっちゃランド開館日運転

★:やぶっちゃランド休館日運転

(火曜休館日・臨時休館日あり)

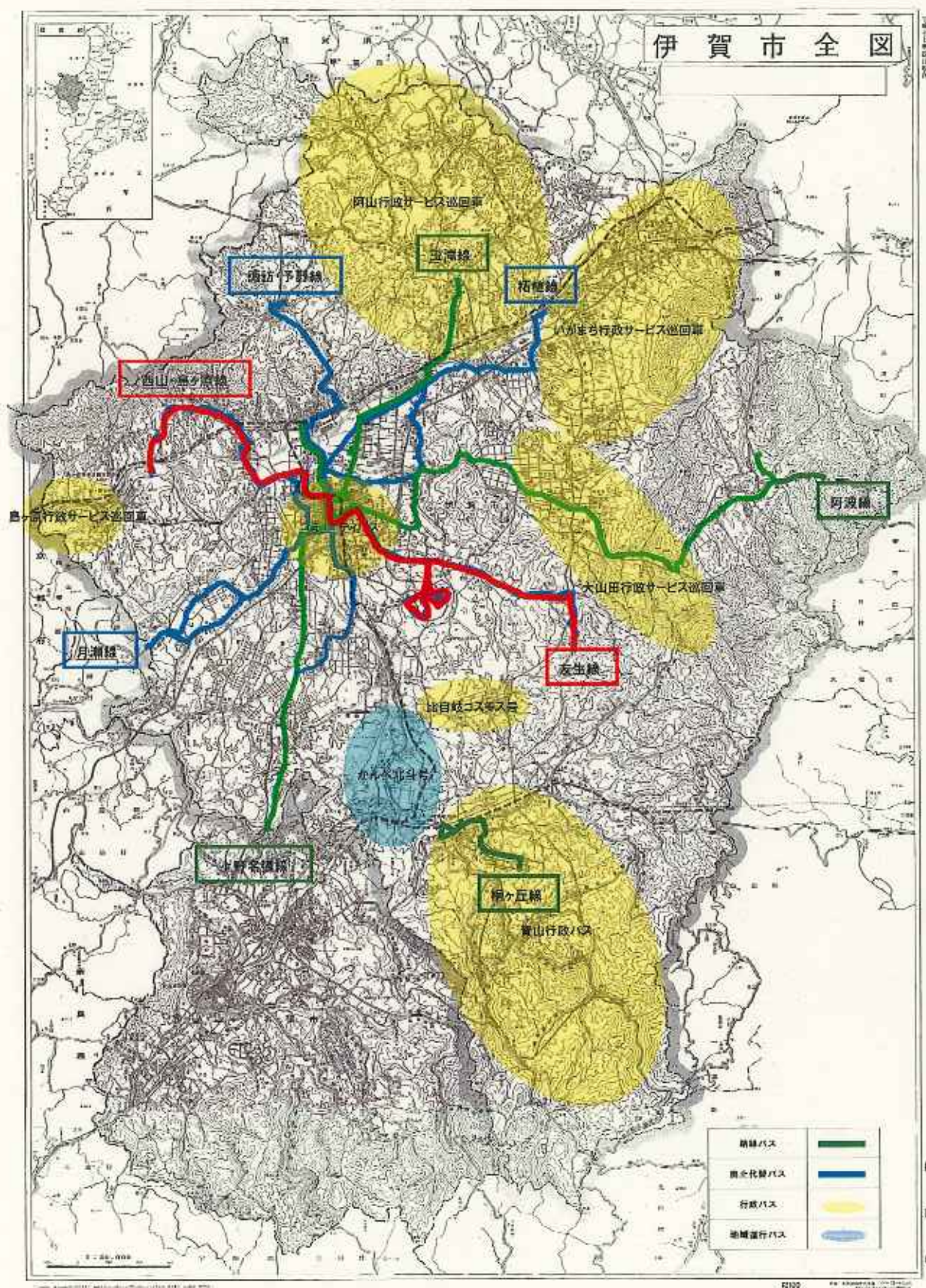
	(2)	(3)	(2)	(3)	(2)	(3)	(3)	
	○	●	☆	★	☆	★	★	
やぶっちゃランド	...	...	...	...	10:10	...	...	やぶっちゃらんど
西山	6:22	7:25	7:25	8:40	10:15	10:15	12:10	にしやま
中出	6:23	7:26	7:30	8:41	10:16	10:16	12:11	なかで
下出	6:23	7:26	7:30	8:41	10:16	10:16	12:11	しもでばし
寺出	6:24	7:27	7:31	8:42	10:17	10:17	12:12	でらつじ
島居出(伊賀)	6:25	7:28	7:32	8:43	10:18	10:18	12:13	とりいで
島田	6:26	7:29	7:33	8:44	10:19	10:19	12:14	はたやま
木田	6:26	7:30	7:33	8:44	10:20	10:20	12:14	さだわら
森村	6:26	7:31	7:33	8:44	10:21	10:21	12:14	もりむら
西森高倉村	6:27	7:31	7:34	8:45	10:21	10:21	12:15	にしたかくら
新居市民センター前	6:27	7:31	7:34	8:45	10:21	10:21	12:15	にししみんせんたーまえ
出城	6:28	7:32	7:35	8:46	10:22	10:22	12:16	でじよう
岩倉	6:30	7:33	7:37	8:48	10:23	10:23	12:18	いむくら
木根団地	6:31	7:34	7:38	8:49	10:24	10:24	12:19	きね
木根団地	6:32	7:35	7:39	8:50	10:25	10:25	12:20	きねだんち
市長	6:33	7:36	7:40	8:51	10:26	10:26	12:21	いちば
小田	6:34	7:37	7:41	8:52	10:27	10:27	12:22	ながた
公園前	6:39	7:42	7:46	8:57	10:32	10:32	12:27	おたちょう
上野市駅	6:42	7:45	7:49	9:00	10:35	10:35	12:30	すうこうどうまえ
	6:43	7:46	7:50	9:01	10:36	10:36	12:31	こうえんぐち
	6:45	7:48	7:52	9:03	10:38	10:38	12:33	うえのしえき

※西山・島ヶ原線は、平日と土曜日のみ運行致します。土曜日が祝日の場合は、運休致します。



(変更後)

市内バス路線の現況[令和6年11月～]



(変更前)

【西山・島ヶ原線の運行日数および回数の算出について】

- ・ 平日、土曜のみ運行。日曜祝日は運休。(8月13日～15日および12月30日～1月4日は祝日扱いのため運休)
- ・ 上野市駅～中矢4往復のうち、2.5往復が「やぶっちゃん」停留所を経由するが、火曜日はやぶっちゃん休館のため、全便やぶっちゃんを経由しない運行となる。

やぶっちゃん経由無し便 ～ 289日 553.5回 運行

- ・ 火曜日を除く平日、土曜日(＝やぶっちゃん開館日)

$$241日 \times 1.5 \text{ 往復} = \underline{361.5 \text{ 回}}$$

- ・ 火曜日(＝やぶっちゃん休館日)

$$\underline{48日} \times 4 \text{ 往復} = \underline{192 \text{ 回}}$$

やぶっちゃん経由有り便 ～ 241日 602.5回 運行

- ・ 火曜日を除く平日、土曜日(＝やぶっちゃん開館日)

$$\underline{241日} \times 2.5 \text{ 往復} = \underline{602.5 \text{ 回}}$$

【友生線の運行日数および回数の算出について】

- ・ 友生線のうち、平日のみ運行(土日祝日運休)の上野南公園北口経由便が補助対象。(8月13日～15日および12月30日～1月4日は祝日扱いのため運休)

上野南公園北口経由便 ～ 240日 480回 運行

- ・ 平日運行(土日祝日運休)

$$\underline{240日} \times 2 \text{ 往復} = \underline{480 \text{ 回}}$$

(変更後)

【西山・島ヶ原線の運行日数および回数の算出について】

- ・ 平日、土曜のみ運行。日曜祝日は運休。(8月13日～15日および12月30日～1月4日は祝日扱いのため運休)
- ・ 上野市駅～西山8往復のうち、2.5往復が「やぶっちゃん」停留所を終点とするが、火曜日はやぶっちゃん休館のため、全便が西山終点となる。

やぶっちゃん無し便 ～ 289日 553.5回 運行

- ・ 火曜日を除く平日、土曜日(＝やぶっちゃん開館日)

$$241日 \times 1.5 \text{ 往復} = 361.5 \text{ 回}$$

- ・ 火曜日(＝やぶっちゃん休館日)

$$48日 \times 4 \text{ 往復} = 192 \text{ 回}$$

やぶっちゃん行き便 ～ 241日 602.5回 運行

- ・ 火曜日を除く平日、土曜日(＝やぶっちゃん開館日)

$$241日 \times 2.5 \text{ 往復} = 602.5 \text{ 回}$$

【友生線の運行日数および回数の算出について】

- ・ 友生線のうち、平日のみ運行(土日祝日運休)の上野南公園北口経由便が補助対象。(8月13日～15日および12月30日～1月4日は祝日扱いのため運休)

上野南公園北口経由便 ～ 240日 480回 運行

- ・ 平日運行(土日祝日運休)

$$240日 \times 2 \text{ 往復} = 480 \text{ 回}$$

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

(変更前)

市区町村名	伊賀市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	67,357
交通不便地域等	22,141

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
22,141	旧島ヶ原村、旧阿山町、旧入山田村、 旧青山町	過疎地域の特続的発展の支援に 関する特別措置法
4,621	旧丸柱村、旧阿波村、旧布引村、 旧玉滝村、旧上津村、旧久持村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
伊賀市地域公共交通計画	令和3年3月5日 (令和6年3月改定)	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(リ)に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

(変更後)

市区町村名	伊賀市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	67,357
交通不便地域等	22,141

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
22,141	旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
4,621	旧丸柱村、旧阿波村、旧布引村、旧玉滝村、旧上津村、旧矢持村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
伊賀市地域公共交通計画	令和3年3月5日 (令和6年3月改定) (令和6年11月改定)	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

(変更前)

令和6年6月6日

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は、上野市駅周辺の中心市街地と各支所エリアや上野地区内の周辺地域を結ぶ廃止代替バスを運行して移動手段の確保に努めてきたが利用者の減少が続き、平成27年度策定の伊賀市地域公共交通網形成計画に定める「平均乗車密度」、「収支率」および「乗客1人当たりの市負担額」についての「既存バス路線の見直し基準」を満たしていない路線がほとんどであり、従来どおりの運行が困難な状況に陥っていた。

そのため、平成31年度に沿線住民自治協議会と協議を進め、路線の統合による運営の効率化、路線のルート追加による新たな需要の掘り起こしや、減便や日祝休日の運休によるスリム化を軸に路線の再編を行い、域内のバス路線維持を図ることとし、令和2年4月1日より新たな運行計画に基づいた廃止代替バスの運行を開始した。

これらの路線は、郊外エリアと、医療機関、金融機関や高等学校等の公的機関が集積する中心市街地エリアを結んで走っているため、移動手段を持たない若年層や高齢者の重要な移動手段として機能している。また、上野市駅で地域間幹線である上野名張線と接続することにより、隣接する名張市方面への通勤・通学的手段としても利用できるとともに、玉滝線、阿波線、柘植線と接続することにより、他支所管内への移動も可能となっている。

また、友生線については工場通勤者の利便を図るため、ゆめが丘地内の工場立地エリアを経由しているが、障がいがある通勤者も複数おり、路線の存在が社会参加への一助となっている。西山・島ヶ原線については、沿線から乗車し上野市駅で乗り継いでゆめが丘へ通う障がい者の利用や、沿線の小中学校生徒による通学利用に対応しており、重要な移動手段となっている。

そして、令和3年3月に新たな交通の計画として伊賀市地域公共交通計画を策定したが、上記の重要性に鑑み、友生線および西山・島ヶ原線をフィーダー系統として位置づけている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

伊賀市地域公共交通計画に定めた既存路線バスの見直し基準に見合った路線とする。
(伊賀市地域公共交通計画 P.36 参照)

路線名	【基準】	令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標
	平均乗車密度 収支率 乗客1人当たり市負担			
友生線	(1.9人以上)			
	(34%以上)			
	(520円以下)			
友生線	平均乗車密度	1.9	1.9	1.9
	収支率	34.0	34.0	34.0
	乗客1人当たり市負担	520.0	520.0	520.0
西山・ 島ヶ原線	平均乗車密度	1.9	1.9	1.9
	収支率	34.0	34.0	34.0
	乗客1人当たり市負担	520.0	520.0	520.0

(2) 事業の効果

- ・移動手段を必要とする人に対して持続可能なサービスが提供できる。
- ・地域間幹線系統に接続することで、市内地域間及び近隣市村への広域的な移動手段が確保される。
- ・伊賀市地域公共交通計画に定めた既存路線バスの見直し基準に見合った路線運営を行うことで、持続可能な運行が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・広報・啓発（伊賀市）

バス乗り方教室の実施等により、交通系ＩＣカードの利用方法等、バス利用について情報提供を行い、利用機会の増進を図る。

・利用状況の把握（三重交通株式会社、伊賀市）

各路線の実際の利用状況について把握を行い、利用動向を確認する。

・情報提供（伊賀市）

沿線の住民自治協議会へ収支・利用状況等の情報を定期的に開示することで、情報提供を図るとともに、路線利用に向けた意識の醸成を図る。

・新しい運行形態での本格運行に向けた検討（伊賀市）

デマンド運行等、新しい運行形態での実証運行の状況分析等を行い、本格運行に向けた検討を進め、フィーダー系統につながる移動体系を整備し直し、フィーダー系統を含め交通ネットワーク全体で利便性の向上を図る。

・沿線地域の催事等との連携（伊賀市）

沿線地域で実施される催事等の地域活性化事業と連携し、バス路線への誘客を図る。

・通学定期券購入費への助成（伊賀市）

通学定期券購入費の一部を助成することで、保護者等の経済的負担を軽減するとともに、公共交通の利用促進を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・ＯＤ調査の実施

7. 別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

(令和元年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和元年 5月29日開催

- ・伊賀市地域公共交通網形成計画の進捗状況について
- ・2018(平成30)年度バス路線別実績及び評価について
- ・(仮称)第2期伊賀市地域公共交通網形成計画の策定について

第2回協議会 令和元年 12月13日開催

- ・伊賀市地域公共交通網形成計画に基づく廃止代替バス路線の再編について
- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・(仮称)第2期伊賀市地域公共交通網形成計画の策定について
- ・前回協議会以降に進めている施策について

(令和2年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和2年 5月21日開催(書面開催)

- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・伊賀市地域公共交通網形成計画の進捗状況について
- ・2019(令和元)年度バス路線別実績及び評価について
- ・(仮称)第2期伊賀市地域公共交通網形成計画の策定について・・・計画の構成(案)、計画検討において留意すべきと考えているポイントについて

第2回協議会 令和2年 8月 5日開催

- ・自家用有償旅客運送の更新登録について
- ・(仮称)伊賀市地域公共交通計画の策定について・・・計画素案について(地域公共交通の現状・課題、計画の概要、基本理念、基本方針)
- ・第1回協議会で出された意見について
- ・伊賀鉄道生活交通改善事業計画の一部変更について

第3回協議会 令和2年10月21日開催

- ・(仮称)伊賀市地域公共交通計画の策定について・・・計画の目標、実施事業、計画の推進体制について

第4回協議会 令和3年 1月27日開催(書面開催)

- ・伊賀市地域公共交通計画の策定について・・・パブリックコメントによる修正を反映した計画本編案について(最終確認)
- ・伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について
- ・美旗地域コミュニティバス「はたっこ号」の路線の延長、運行経路等の変更について

※伊賀市地域公共交通計画 令和3年3月 5日 作成
令和3年3月31日 公表

(令和3年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和3年 6月 2日開催(書面開催)

- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・伊賀市地域公共交通網形成計画の目標達成状況について
- ・伊賀市地域公共交通計画における令和3年度実施事業について

第2回協議会 令和3年11月 2日開催(書面開催)

- ・神戸地区地域運行バス「かんべ北斗号」の運行計画変更について
- ・青山行政バスの運行計画変更について
- ・阿山行政サービス巡回車の運行計画変更について
- ・バス路線見直しに係る評価対象期間について
- ・鉄道事業再構築実施計画の取り組み状況について(中間報告)
- ・伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について

第3回協議会 令和4年 1月25日開催(書面開催)

- ・鉄道事業再構築実施計画の中間評価について

(令和4年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和4年 6月 3日開催

- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・令和3年度伊賀市地域公共交通計画の進行管理について
- ・令和3年度バス路線別実績及び評価について
- ・新たな運行形態の導入検討について
- ・JR関西本線について

第2回協議会 令和4年11月18日開催

- ・いがまち及び大山田行政サービス巡回車へのフリー乗降制度の導入について
- ・新たな運行形態の導入検討について
- ・廃止代替バスに係る運賃改定について
- ・伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について

第3回協議会 令和5年 3月29日開催

- ・南山城村 村タクの島ヶ原地域への運行について
- ・島ヶ原地域への新しい運行形態の導入について
- ・バス停留所の安全性確保対策について
- ・フィーダー系統の事業評価について
- ・幹線鉄道等活性化事業(四十九駅の新設)に係る事後評価について
- ・JR関西本線について

(令和5年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和5年 6月 2日開催(書面開催)

- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・島ヶ原地域への新しい運行形態の導入について
- ・令和4年度伊賀市地域公共交通計画の進行管理について
- ・令和4年度バス路線別実績及び評価について
- ・伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について
- ・地域間幹線系統バス路線について

第2回協議会 令和5年11月17日開催

- ・山添村村民バスの運行について
- ・美旗地域コミュニティバス「はたっこ号」の予備車両変更登録について
- ・比自岐コスモス号に係る運行計画の変更について
- ・大山田行政サービス巡回車に係る運行計画の変更について
- ・伊賀市地域公共交通計画の進捗状況の確認について

第3回協議会 令和6年 2月 9日開催

- ・伊賀市地域公共交通計画の改訂について
- ・伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について
- ・伊賀鉄道に係る地域公共交通再構築調査事業(案)について
- ・島ヶ原ぐるり号に係る運行計画の変更について

(令和6年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和6年 5月31日開催

- ・地域公共交通計画の認定申請に係る協議等について
- ・令和5年度伊賀市地域公共交通計画の進行管理について
- ・令和5年度バス路線別実績及び評価について
- ・島ヶ原ぐるり号本格運行に向けた取り組みについて

19. 利用者等の意見の反映状況

法定協議会には、市民からの公募委員が含まれているほか、法定協議会に地域部会を各支所別に設け、住民自治協議会代表、社会福祉協議会代表等で構成して各地域の様々な要望や意見等を協議している。

平成31年4月には、市内の廃止代替バスの運営が困難になってきている状況について、該当路線の沿線住民自治協議会代表を対象に説明会を実施した。

その説明会を踏まえ、沿線住民自治協議会代表と令和2年度以降の運行について個別の協議を行う中では、地元から路線を残してほしいという思いを聞かされており、通学利用も見られたことから、持続可能な路線の存続を目指し令和2年4月から新たな運行計画に基づく廃止代替バスの運行を開始した。

運行計画見直しの過程では、市内の障がい者就労支援施設より、友生線のバス停がゆめが丘地内の工場立地エリアから離れているため、工場へ施設外就労している利用者がバス停から15～20分の徒歩を余儀なくされている旨申し入れがあり、バス停の場所を変更してほしいとの要望が出された。同様に、ゆめが丘で企業活動を行う事業者が会員となっているゆめぼりす伊賀立地企業連絡会からも、自転車通勤をしている者や車通勤が困難である者に配慮したバス路線のルートやバス停設定を行ってほしい旨の申し入れがあった。移動手段の欠如が障がい者の一般就労への道を閉ざすことを防ぐとともに、新たな利用者の掘り起こしを行うためルートの変更が有用であると考え、令和2年4月からは工場立地エリアを経由するようルート変更を行っている。

令和2年度は、複数の地域において市内の公共交通の現状について説明を行うとともに、利用促進の働きかけを行った。

令和3年度は、各路線に乗り込んで利用状況の調査を行い、利用者や運転士に聴き取りもあわせて実施した。その中では、通学や通院の手段として欠かすことのできない交通手段であるという意見を拝受した。

令和4年度は、沿線の住民自治組織である住民自治協議会と協議を持ち、利用状況等の現状について情報共有を行うとともに、アンケートの実施等も含め今後の改善に向けた協議・検討を行うこととした。

令和5年度は、沿線の住民自治組織である住民自治協議会が利用者等に対して「移動交通に関するアンケート」を実施し、利用者等の意見を把握した。そして、そのアンケート結果を基に、沿線の住民自治組織である住民自治協議会と今後の改善に向けた協議・検討を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 三重県伊賀市四十九町3184番地

(所属) 伊賀市企画振興部交通戦略課

(氏名) 中川 達司

(電話) 0595-22-9663

(e-mail) koutsuu@city.iga.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

(変更後)

令和6年 月 日

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は、上野市駅周辺の中心市街地と各支所エリアや上野地区内の周辺地域を結ぶ廃止代替バスを運行して移動手段の確保に努めてきたが利用者の減少が続き、平成27年度策定の伊賀市地域公共交通網形成計画に定める「平均乗車密度」、「収支率」および「乗客1人当たりの市負担額」についての「既存バス路線の見直し基準」を満たしていない路線がほとんどであり、従来どおりの運行が困難な状況に陥っていた。

そのため、平成31年度に沿線住民自治協議会と協議を進め、路線の統合による運営の効率化、路線のルート追加による新たな需要の掘り起こしや、減便や日祝休日の運休によるスリム化を軸に路線の再編を行い、域内のバス路線維持を図ることとし、令和2年4月1日より新たな運行計画に基づいた廃止代替バスの運行を開始した。

これらの路線は、郊外エリアと、医療機関、金融機関や高等学校等の公的機関が集積する中心市街地エリアを結んで走っているため、移動手段を持たない若年層や高齢者の重要な移動手段として機能している。また、上野市駅で地域間幹線である上野名張線と接続することにより、隣接する名張市方面への通勤・通学的手段としても利用できるとともに、玉滝線、阿波線、柘植線と接続することにより、他支所管内への移動も可能となっている。

また、友生線については工場通勤者の利便を図るため、ゆめが丘地内の工場立地エリアを経由しているが、障がいがある通勤者も複数おり、路線の存在が社会参加への一助となっている。西山・島ヶ原線については、沿線から乗車し上野市駅で乗り継いでゆめが丘へ通う障がい者の利用や、沿線の小中学校生徒による通学利用に対応しており、重要な移動手段となっている。

そして、令和3年3月に新たな交通の計画として伊賀市地域公共交通計画を策定したが、上記の重要性に鑑み、友生線および西山・島ヶ原線をフィーダー系統として位置づけている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

伊賀市地域公共交通計画に定めた既存路線バスの見直し基準に見合った路線とする。
(伊賀市地域公共交通計画 P.36 参照)

路線名	【基準】		令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標
	平均乗車密度 収支率 乗客1人当たり市負担	(1.9人以上) (34%以上) (520円以下)			
友生線	平均乗車密度		1.9	1.9	1.9
	収支率		34.0	34.0	34.0
	乗客1人当たり市負担		520.0	520.0	520.0
西山・ 島ヶ原線	平均乗車密度		1.9	1.9	1.9
	収支率		34.0	34.0	34.0
	乗客1人当たり市負担		520.0	520.0	520.0

(2) 事業の効果

- ・移動手段を必要とする人に対して持続可能なサービスが提供できる。
- ・地域間幹線系統に接続することで、市内地域間及び近隣市村への広域的な移動手段が確保される。
- ・伊賀市地域公共交通計画に定めた既存路線バスの見直し基準に見合った路線運営を行うことで、持続可能な運行が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・広報・啓発（伊賀市）

バス乗り方教室の実施等により、交通系ＩＣカードの利用方法等、バス利用について情報提供を行い、利用機会の増進を図る。

・利用状況の把握（三重交通株式会社、伊賀市）

各路線の実際の利用状況について把握を行い、利用動向を確認する。

・情報提供（伊賀市）

沿線の住民自治協議会へ収支・利用状況等の情報を定期的に開示することで、情報提供を図るとともに、路線利用に向けた意識の醸成を図る。

・新しい運行形態での本格運行に向けた検討（伊賀市）

デマンド運行等、新しい運行形態での実証運行の状況分析等を行い、本格運行に向けた検討を進め、フィーダー系統につながる移動体系を整備し直し、フィーダー系統を含め交通ネットワーク全体で利便性の向上を図る。

・沿線地域の催事等との連携（伊賀市）

沿線地域で実施される催事等の地域活性化事業と連携し、バス路線への誘客を図る。

・通学定期券購入費への助成（伊賀市）

通学定期券購入費の一部を助成することで、保護者等の経済的負担を軽減するとともに、公共交通の利用促進を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・ＯＤ調査の実施

7. 別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

(令和元年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和元年 5月29日開催

- ・伊賀市地域公共交通網形成計画の進捗状況について
- ・2018（平成30）年度バス路線別実績及び評価について
- ・（仮称）第2期伊賀市地域公共交通網形成計画の策定について

第2回協議会 令和元年 12月13日開催

- ・伊賀市地域公共交通網形成計画に基づく廃止代替バス路線の再編について
- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画（案）について
- ・（仮称）第２期伊賀市地域公共交通網形成計画の策定について
- ・前回協議会以降に進めている施策について

(令和2年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和2年 5月21日開催（書面開催）

- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画（案）について
- ・伊賀市地域公共交通網形成計画の進捗状況について
- ・2019（令和元）年度バス路線別実績及び評価について
- ・（仮称）第2期伊賀市地域公共交通網形成計画の策定について・・・計画の構成（案）、計画検討において留意すべきと考えているポイントについて

第2回協議会 令和2年 8月 5日開催

- ・自家用有償旅客運送の更新登録について
- ・（仮称）伊賀市地域公共交通計画の策定について・・・計画素案について（地域公共交通の現状・課題、計画の概要、基本理念、基本方針）
- ・第１回協議会で出された意見について
- ・伊賀鉄道生活交通改善事業計画の一部変更について

第3回協議会 令和2年10月21日開催

- ・(仮称)伊賀市地域公共交通計画の策定について・・・計画の目標、実施事業、計画の推進体制について

第4回協議会 令和3年 1月27日開催（書面開催）

- ・伊賀市地域公共交通計画の策定について・・・パブリックコメントによる修正を反映した計画本編案について（最終確認）
- ・伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画（案）について
- ・美旗地域コミュニティバス「はたっこ号」の路線の延長、運行経路等の変更について

※伊賀市地域公共交通計画 令和3年3月 5日 作成
令和3年3月31日 公表

(令和3年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和3年 6月 2日開催（書面開催）

- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画（案）について
- ・伊賀市地域公共交通網形成計画の目標達成状況について
- ・伊賀市地域公共交通計画における令和3年度実施事業について

第2回協議会 令和3年11月 2日開催（書面開催）

- ・神戸地区地域運行バス「かんべ北斗号」の運行計画変更について
- ・青山行政バスの運行計画変更について
- ・阿山行政サービス巡回車の運行計画変更について
- ・バス路線見直しに係る評価対象期間について
- ・鉄道事業再構築実施計画の取り組み状況について（中間報告）
- ・伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画（案）について

第3回協議会 令和4年 1月25日開催（書面開催）

- ・鉄道事業再構築実施計画の中間評価について

(令和4年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和4年 6月 3日開催

- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・令和3年度伊賀市地域公共交通計画の進行管理について
- ・令和3年度バス路線別実績及び評価について
- ・新たな運行形態の導入検討について
- ・JR関西本線について

第2回協議会 令和4年11月18日開催

- ・いがまち及び大山田行政サービス巡回車へのフリー乗降制度の導入について
- ・新たな運行形態の導入検討について
- ・廃止代替バスに係る運賃改定について
- ・伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について

第3回協議会 令和5年 3月29日開催

- ・南山城村 村タクの島ヶ原地域への運行について
- ・島ヶ原地域への新しい運行形態の導入について
- ・バス停留所の安全性確保対策について
- ・フィーダー系統の事業評価について
- ・幹線鉄道等活性化事業(四十九駅の新設)に係る事後評価について
- ・JR関西本線について

(令和5年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和5年 6月 2日開催(書面開催)

- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・島ヶ原地域への新しい運行形態の導入について
- ・令和4年度伊賀市地域公共交通計画の進行管理について
- ・令和4年度バス路線別実績及び評価について
- ・伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について
- ・地域間幹線系統バス路線について

第2回協議会 令和5年11月17日開催

- ・山添村村民バスの運行について
- ・美旗地域コミュニティバス「はたっこ号」の予備車両変更登録について
- ・比自岐コスモス号に係る運行計画の変更について
- ・大山田行政サービス巡回車に係る運行計画の変更について
- ・伊賀市地域公共交通計画の進捗状況の確認について

第3回協議会 令和6年 2月 9日開催

- ・伊賀市地域公共交通計画の改訂について
- ・伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について
- ・伊賀鉄道に係る地域公共交通再構築調査事業(案)について
- ・島ヶ原ぐるり号に係る運行計画の変更について

(令和6年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和6年 5月31日開催

- ・地域公共交通計画の認定申請に係る協議等について
- ・令和5年度伊賀市地域公共交通計画の進行管理について
- ・令和5年度バス路線別実績及び評価について
- ・島ヶ原ぐるり号本格運行に向けた取り組みについて

第2回協議会 令和6年 8月30日開催

- ・島ヶ原ぐるり号の改編について
- ・廃止代替バス「西山・島ヶ原線」路線の一部廃止について
- ・山添村村民バスの路線及びダイヤ変更について
- ・廃止代替バス「諏訪・予野線」路線の一部廃止について
- ・伊賀市地域公共交通計画の変更について
- ・関西本線活性化のための柘植線臨時増発バス実証事業に係る新規系統の追加について

19. 利用者等の意見の反映状況

法定協議会には、市民からの公募委員が含まれているほか、法定協議会に地域部会を各支所別に設け、住民自治協議会代表、社会福祉協議会代表等で構成して各地域の様々な要望や意見等を協議している。

平成31年4月には、市内の廃止代替バスの運営が困難になってきている状況について、該当路線の沿線住民自治協議会代表を対象に説明会を実施した。

その説明会を踏まえ、沿線住民自治協議会代表と令和2年度以降の運行について個別の協議を行う中では、地元から路線を残してほしいという思いを聞かされており、通学利用も見られたことから、持続可能な路線の存続を目指し令和2年4月から新たな運行計画に基づく廃止代替バスの運行を開始した。

運行計画見直しの過程では、市内の障がい者就労支援施設より、友生線のバス停がゆめが丘地内の工場立地エリアから離れているため、工場へ施設外就労している利用者がバス停から15～20分の徒歩を余儀なくされている旨申し入れがあり、バス停の場所を変更してほしいとの要望が出された。同様に、ゆめが丘で企業活動を行う事業者が会員となっているゆめぼりす伊賀立地企業連絡会からも、自転車通勤をしている者や車通勤が困難である者に配慮したバス路線のルートやバス停設定を行ってほしい旨の申し入れがあった。移動手段の欠如が障がい者の一般就労への道を閉ざすことを防ぐとともに、新たな利用者の掘り起こしを行うためルートの変更が有用であると考え、令和2年4月からは工場立地エリアを経由するようルート変更を行っている。

令和2年度は、複数の地域において市内の公共交通の現状について説明を行うとともに、利用促進の働きかけを行った。

令和3年度は、各路線に乗り込んで利用状況の調査を行い、利用者や運転士に聴き取りもあわせて実施した。その中では、通学や通院の手段として欠かすことのできない交通手段であるという意見を拝受した。

令和4年度は、沿線の住民自治組織である住民自治協議会と協議を持ち、利用状況等の現状について情報共有を行うとともに、アンケートの実施等も含め今後の改善に向けた協議・検討を行うこととした。

令和5年度は、沿線の住民自治組織である住民自治協議会が利用者等に対して「移動交通に関するアンケート」を実施し、利用者等の意見を把握した。そして、そのアンケート結果を基に、沿線の住民自治組織である住民自治協議会と今後の改善に向けた協議・検討を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 三重県伊賀市四十九町3184番地

(所属) 伊賀市企画振興部交通戦略課

(氏名) 中川 達司

(電話) 0595-22-9663

(e-mail) koutsuu@city.iga.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。